

第 385 回三木市議会定例会追加提出議案の概要

第 385 回三木市議会（令和 7 年 2 月 21 日開会）に追加で提出を予定している議案 1 件（条例関係 1 件）及び議案撤回 1 件（事件撤回請求）の概要は、次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 号議案 三木市税条例及び三木市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について（税務課・市民課）

ア 制定理由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）」の施行に伴い、三木市税条例及び三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

法改正に伴い項ずれが生じることから、所要の改正を行う。

ウ 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

2 議案撤回

(1) 第 27 号議案 財産の取得についての事件撤回請求について（教育振興部）

ア 撤回理由

学習指導用タブレット端末の取得について、議会の議決を求める予定であったが、仮契約の締結ができていなかったため議案の撤回を請求する。

イ 今後の対応

3 月議会中に必要な手続きを行い、仮契約を行ったのち、再度議案の上程をする予定である。